

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて③

1. 専門実践教育訓練の基本的コンセプトその他 前回までの議論に関する資料

「専門実践教育訓練」の基本コンセプトの再整理（対比資料）

【専門実践教育訓練の法令上の定義】

- 雇用保険法施行規則第101条の7第2項（前略）…雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）…（後略）

→ これに係る、本制度創設時の労政審職業能力開発分科会（当時）の議論での考え方の整理のポイントと、今般の「3年後の見直し」に当たっての考え方の関係を大まかに整理すると、以下のとおり。

制度創設時の考え方のポイント

- 教育訓練の効果を10年程度活かせる能力習得を目指す

- 専門実践教育訓練
給付のインターバル
要件の見直し
- 産業構造変化・技術
革新の加速

- 教育訓練の成果をもって就職や正社員転換の実現、定着等の可能性が高まるとともに、その後の就業経験、さらなる体系的教育訓練受講等の効果と相まって、キャリアアップ(能力、職位・処遇等の様々な観点から)に結びつく

今回の見直し検討に当たっての考え方再整理（案）

- 教育訓練の効果を、分野に応じ3～10年程度活かせる能力習得を目指す

- 職業に不可欠・重要な資格を身につけ、専門的就業に結びつく【注:課程類型①が該当】

- 特に実践的な専門能力を、企業と連携した教育訓練機関で体系的に身につけ、現場で生かせる【注:課程類型②が該当】

- 技術革新や社会の変化等に対応した企業の現場で生かせる実践的な技術開発力、企画力、問題解決力等を社会人向け教育訓練で身につけ、業務遂行に生かせる【注:課程類型③が該当】

- 本制度創設後の、
各般の政府方針や、
新たな専門的・実践
的な教育訓練制度の
整備等を踏まえた、
課程類型追加に係る
議論の経過を踏まえ
た考え方の再整理

- 国家資格や、特に高い成長性が期待される民間資格の取得に直結【注:課程類型①⑤が該当】

- 教育訓練の質が、技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることを国が保証する厳格な仕組みが具備【注:課程類型②③④⑥が該当】

- (習得能力量の代理指標としての) 時間数・期間が一定水準以上

- (講座ごとの質の代理指標としての) 資格受験・合格、就職・在職等の実績が一定水準以上

* 指定基準のあり方の検討に当たっては、雇用保険制度としての負担と給付の均衡等の観点も勘案する必要があるもの

課程類型別/専門実践教育訓練給付金の受給額及び受講者が実質負担した受講費用

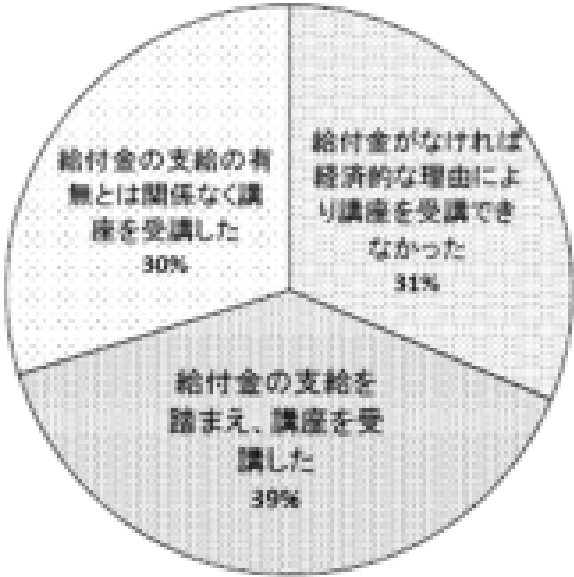
(1) (専門実践教育訓練) 受給者の一人当たり支給金額と実質本人負担額 (推計)

	①一人当たり平均 受講費用 <円>	②一人当たり平均 支給額 <円>	③受講費実質本人 負担額 <円>	(参考) 受給者数 (人)
全類型合計	935,233	410,260	524,973	5,637
第一類型(業務・名称独占資格養成課程)	661,781	303,080	358,701	4,149
第二類型(職業実践専門課程)	1,560,537	729,996	830,541	103
第三類型(専門職大学院)	1,815,994	748,517	1,067,477	1,283
第四類型(職業実践力育成プログラム)	348,284	192,333	155,951	102

(出典)雇用保険業務統計値

注)金額は、全受講期間通算。②は、平成29年3月末までの受講修了者5,637名に係る平成29年9月末までの支給実績をもとに作成。③は①から②を引いたものを推計値として掲載。なお、3年課程(看護師等)の実績等のデータはこの集計に入っていないため、現時点での暫定値である。
第一類型は3年課程を多く含むため、受講者の実際の平均受講費用、支給額などは、この数字より高くなると考えられる(なお、第一類型に含まれる指定講座(3年課程)の受講費用総額(登録ベース)の平均値は、平成29年10月1日時点で、2,384,195円となっている。)

(2) 教育訓練の受講と、専門実践教育訓練給付金制度の関係



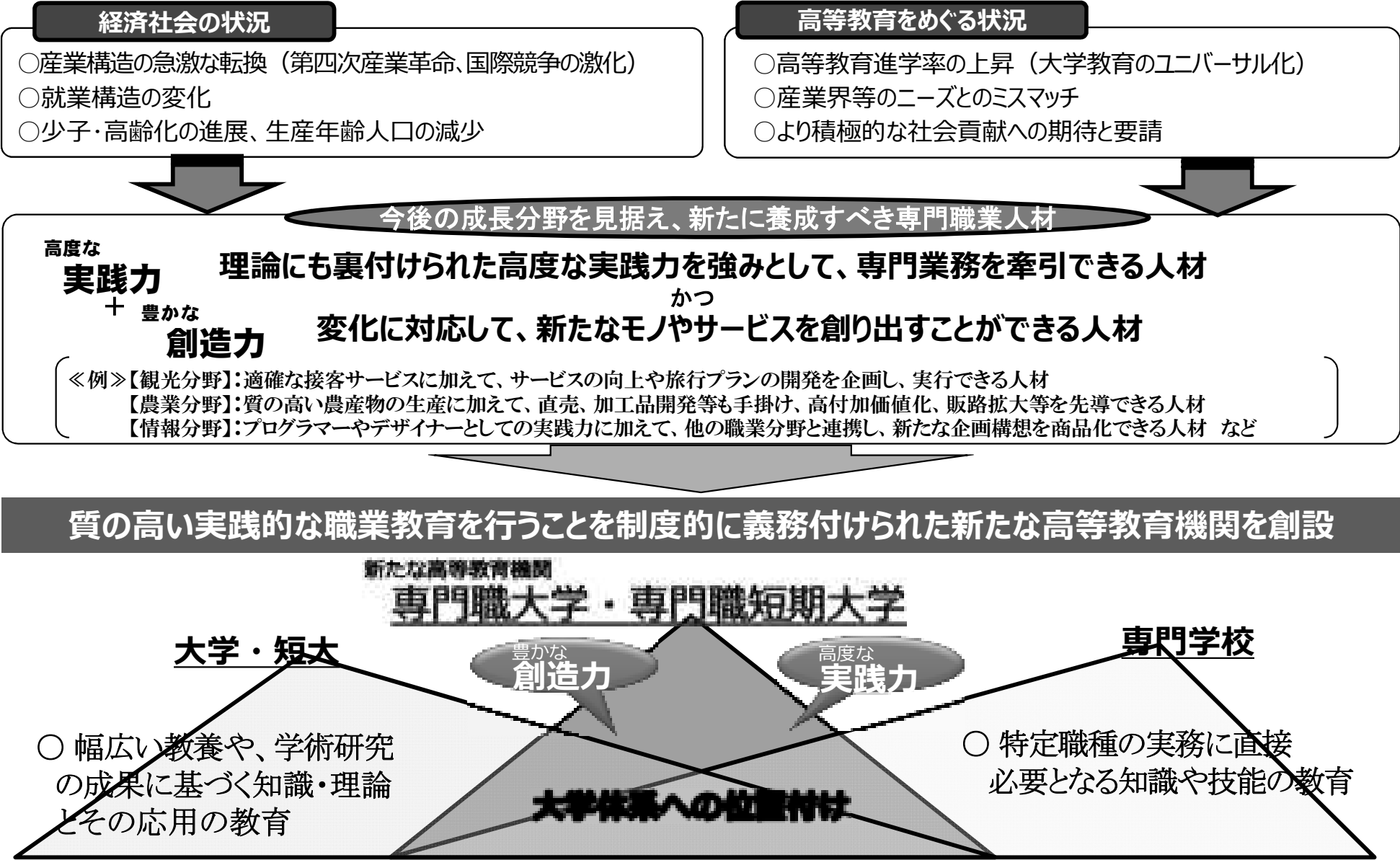
- 給付金がなければ経済的な理由により講座を受講できなかった
- 給付金の支給を踏まえ、講座を受講した
- 給付金の支給の有無とは関係なく講座を受講した

(出典) 専門実践教育訓練給付の受給者に対し、教育訓練実施施設を通じて実施したアンケート調査の結果を分析。

※ 調査対象者数4,520人(平成27年10月末時点の専門実践教育訓練給付受給者)、回答者数2,752人(回答率60.9%)

2. 専門職大学・短期大学・学科について

専門職大学等の制度化



- ・ 新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置づけ、大学等と同等の評価を得られるようにする。
- ・ 既存の大学・短大の一部における「専門職学科」も制度化

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の制度のポイント①

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教育課程の編成方針

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程の編成方針に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開 及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

(教育課程連携協議会の構成)

- ① 学長が指名する教員その他の職員
- ② 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体(※)のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
(※) = 職能団体、事業者団体等
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の制度のポイント②

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

実践的な教育課程

◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目	60単位以上	30単位以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上	2単位以上

◎ 実習等による授業科目の40単位(1200時間相当。4年制の場合)以上(2年制で20単位以上)の修得が卒業要件。かつ、企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位(600時間相当。4年制の場合)以上(2年制で10単位以上)含む。

- ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能(4年制の場合5単位まで)
- ※ 講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の制度のポイント③

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教員

- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は実務家教員**（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の2分の1以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

社会人が学びやすい仕組み

- ◎ **専門職大学(4年)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**
 - ・ 専門職短期大学の修業年限は2年又は3年
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る**実務の経験を通じ**、当該職業を担うための**実践的な能力を修得している場合**に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし**単位認定できる**仕組みを規定。〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕
- ◎ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる(専門職大学・短大のみ)。
- ◎ 実務の経験を有する者その他の**入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化**。

学位、認証評価について

所定の課程を修めた者に学位を授与。
専門職大学及び専門職短期大学には分野別の認証評価も義務付け。

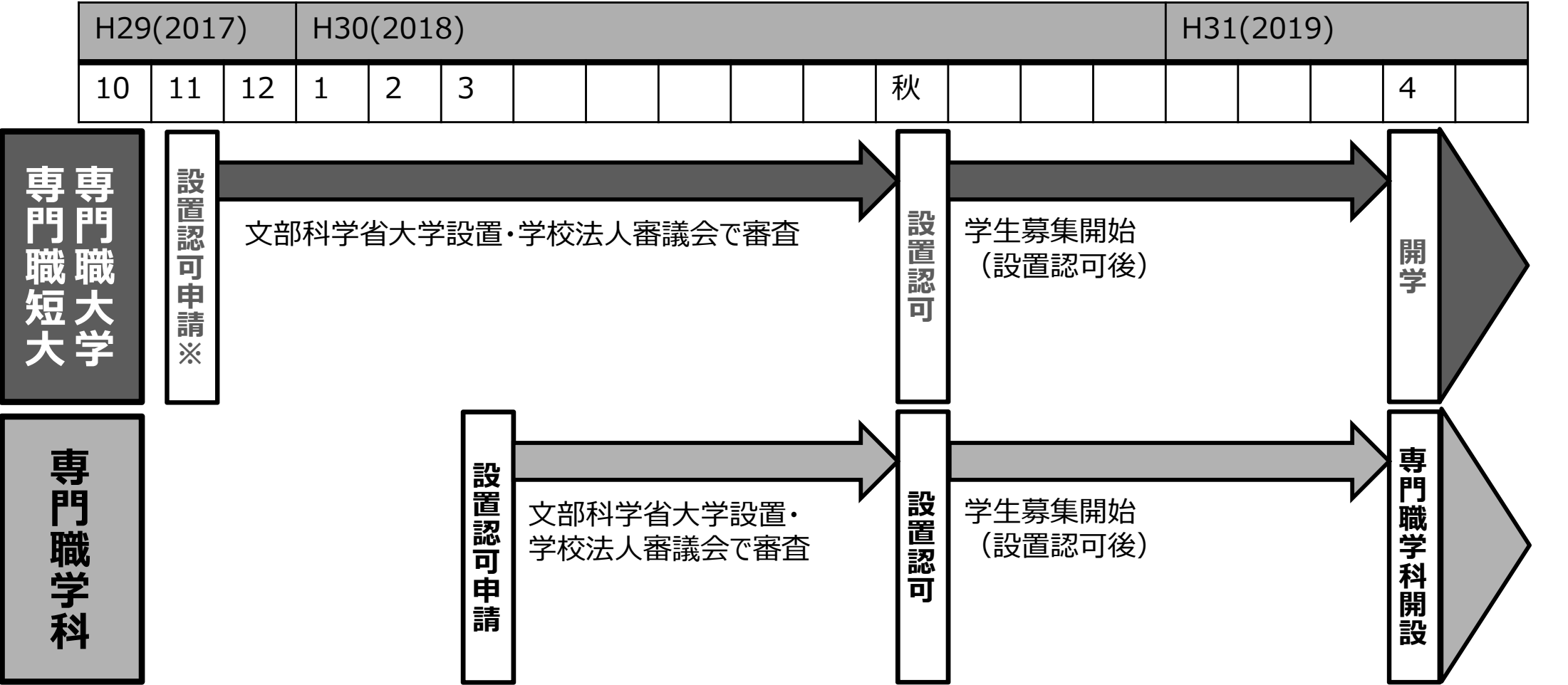
学位

- ◎ 学位の授与 課程修了者には、**学位を授与する**。
 - ・専門職大学卒業……〇〇学士(専門職)
 - ・専門職短期大学卒業、専門職大学前期課程修了……〇〇短期大学士(専門職)
 - ・専門職学科卒業……学士(〇〇専門職)、短期大学士(〇〇専門職)
- ※ 〇〇には専攻分野名を付記

認証評価

- 【目的】
- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
 - ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- 【種類】
- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（**機関別認証評価**）・・・7年以内ごと
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
 - ② 専門職大学・専門職短期大学の評価（**分野別認証評価**）・・・5年以内ごと
専門分野の特性に応じ、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価
- ※ 各認証評価機関(文部科学大臣の認証を受けた第三者機関)が定める評価基準に従って実施

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の開設に向けたスケジュール



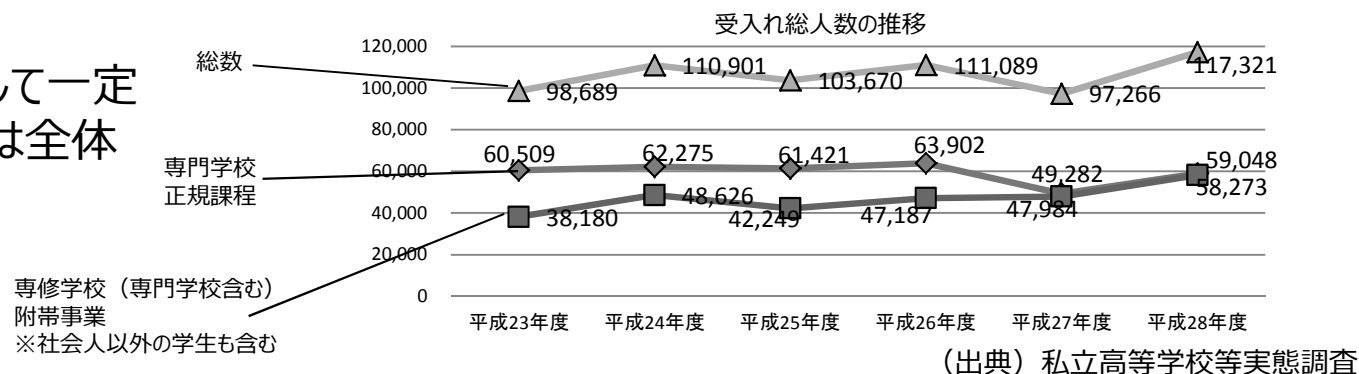
※初年度に限り、1か月後ろ倒しとなっている。

3. 専門学校による社会人向け短期プログラムについて

「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定制度について（概要）

社会人受入れの現状

専門学校は社会人学び直しの受け皿として一定の役割を果たしており、社会人受入れ数は全体として増加傾向。



社会人学び直しの課題

＜労働者が考える学び直しの問題点（正社員）＞

- 仕事が忙しくて学び直しの余裕がない（59.3%）
- 費用がかかりすぎる（29.7%）
- 家事・育児が忙しくて学び直しの余裕がない（21.8%）

（出典）平成28年度能力開発基本調査

＜企業が大学等を活用しない理由＞

- 大学等を活用する発想がそもそもなかったため（37.2%）
- 大学等でどのようなプログラムを提供しているか分からないため（30.7%）

- 他の機関に比べて教育内容が実践的ではなく現在の業務に生かせないため（27.6%）
- 他の機関の方が業務分野に関する最先端の技術を学ぶことが出来るため（13.2%）

（出典）平成27年度社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究

時間的・経済的
コスト軽減

短期プログラムに対象を限定

社会人向け
プログラム可視化

既存の大臣認定制度の仕組みを活用

実践的教育
プログラム

「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」（平成29年3月）

専門学校は、社会人の学び直しの機会を積極的に提供していくことが期待されている。学び直し機会の創出に向けた工夫の支援とともに、専門学校による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度の創設が重要。

「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定制度について（概要）

新たな大臣認定制度のイメージ

教育内容の実践性を担保する仕組みとして主に職業実践専門課程の要件を、社会人向けプログラムを可視化する仕組みとして職業実践力育成プログラムの要件をそれぞれ援用し、より実践的な社会人向け講座の質の確保に組織的に取り組む専門学校が提供する短期プログラムを文部科学大臣が認定する仕組みを構築する。

新たな大臣認定制度

専門学校

- 専門学校の修業年限が2年未満の正規課程及び履修証明プログラム

時間的・経済的
コスト軽減



実践的教育
プログラム



社会人向け
プログラム可視化

援用する既存の大臣認定制度

専門学校

【職業実践専門課程】

- 専門学校の修業年限が2年以上の正規課程
- 企業等と連携体制を確保し、授業科目等教育課程を編成（教育課程編成委員会）
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施（学校関係者評価委員会）
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施

大学

【専門実践力育成プログラム（BP）】

- 大学等の正規課程及び履修証明プログラム
- 総授業時数の一定以上（5割以上目安）が企業連携等実践的な授業
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 自己点検・評価を実施、結果を公表
- 対象の職業及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 修了要件・成績評価・修了者の効果検証の実施
- 社会人が受講しやすい工夫の整備

「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定制度について（概要）

認定対象講座イメージ(例)

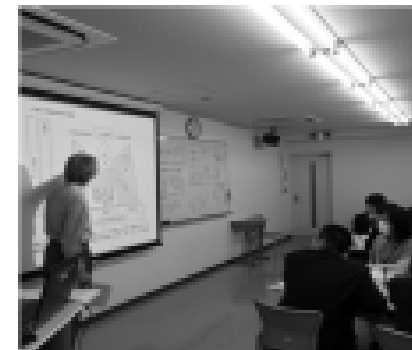
正規課程 【ITライセンス科】

養成する人材	どのような業界、職種にも活用されるITスキルを身に付け、ITエンジニアとしてのスキルアップだけでなく、幅広い業界において経営課題解決やビジネスの改革を推進できる人材。
主な対象者	大学・短大・専門学校卒業生、社会人
期間	1年間（約1,000時間）
講座内容	ITの基礎スキルの習得にはじまり、以下のような内容を段階的に学習。 ○IT系国家資格取得対策、ベンダー系資格取得対策 ○課題解決型アプリケーション開発企画 ○プログラミング実習・アプリケーション開発実習 ○産学連携によるアイデアソン、ハッカソン ○プレゼンテーション技法等のビジネススキル



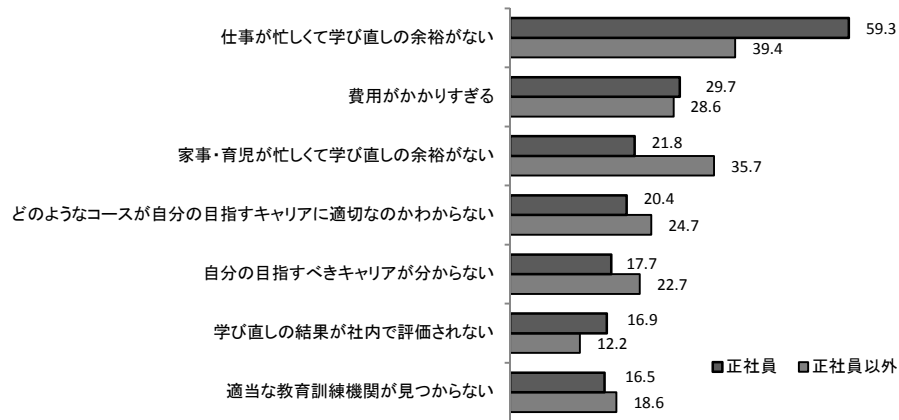
正規課程外 【介護人材アドバンスレベルプログラム】

養成する人材	専門的な知識・技術を活用しながら、自律的な判断力を備え、組織におけるケアの質を向上させるために、日々の業務改善や課題解決、部下の育成を主導し、結果に責任を負う介護人材。
主な対象者	業務従事経験3～5年以上の介護職員 あるいは現場のリーダー職にある介護職員
期間	30日間（200時間）
講座内容	○介護の基礎理論 ○地域包括ケア ○他職種連携 ○介護過程 ○組織・人材マネジメント ○サービス品質維持・向上



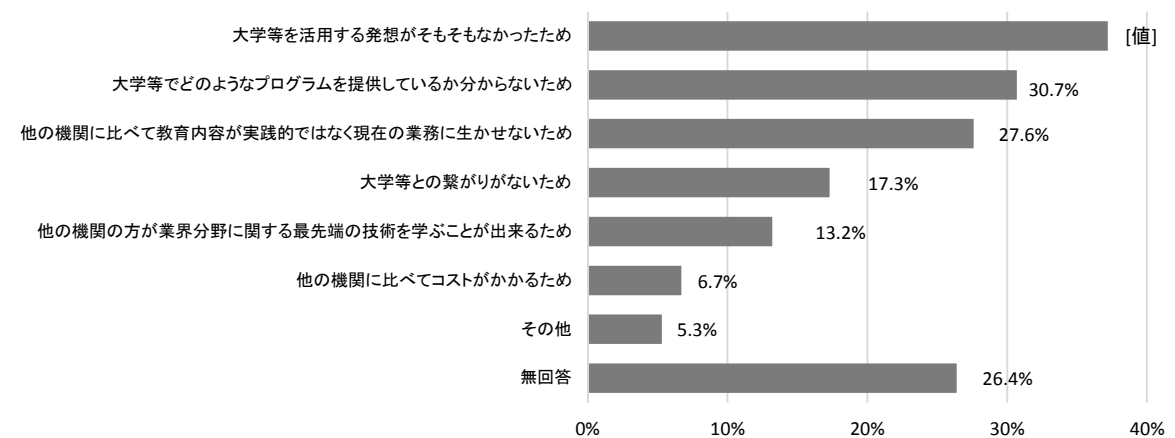
「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定制度について（参考データ）

＜労働者が考える学び直しの問題点＞



（出典）平成28年度能力開発基本調査

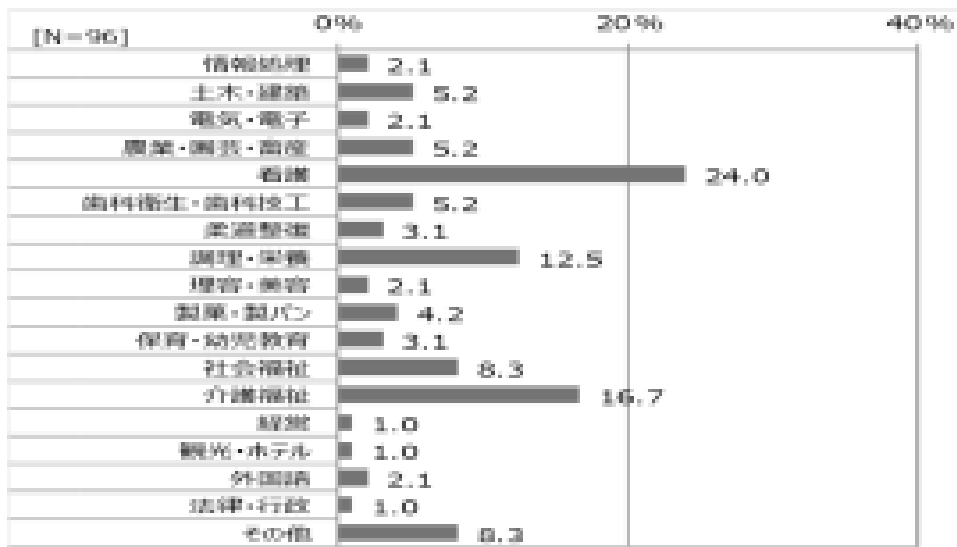
＜企業が大学等を活用しない理由＞



（出典）平成27年度社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究

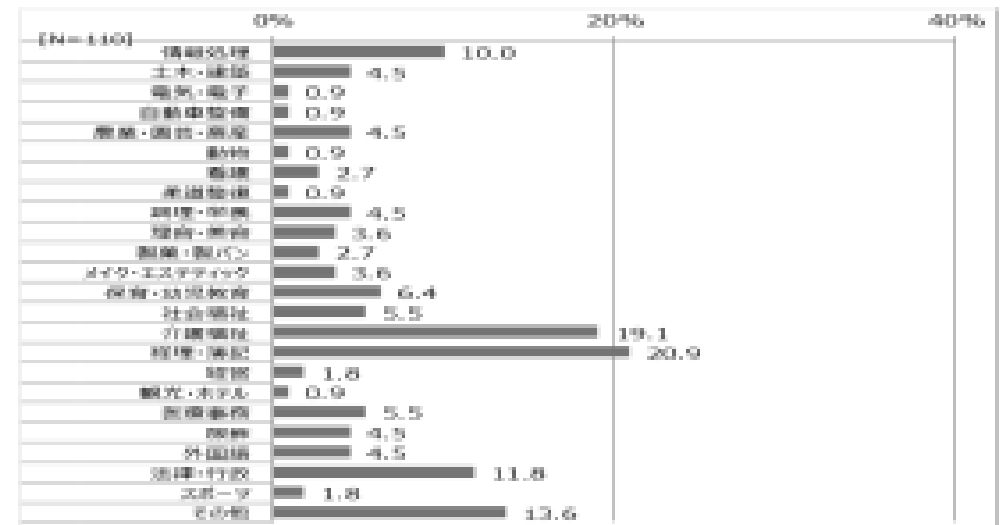
＜1年以上2年未満の正規課程における教育分野＞

（社会人受講者数2割以上）



＜2年未満の附帯事業における教育分野＞

（委託訓練等以外の一般向け）



（出典）平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究

參考資料

I 法令上の定義

○ 雇用保険法第60条の2第1項【一般・専門含めた教育訓練給付の対象となる教育訓練の定義】

教育訓練給付は…(中略) …雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け…(中略) …支給する。

○ 雇用保険法施行規則第101条の7第2項【うち、専門実践教育訓練の定義】

(前略) …雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）…(後略)

II 制度創設時に分科会で整理された(※)、より具体の考え方

- 対象訓練は、現行教育訓練給付の対象訓練の状況も踏まえ、効果の高い持続的なものとするべく、就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練、その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練（中長期的キャリア形成に資する教育訓練）とすることとして、指定基準を策定することが適当。
- キャリア形成と対象訓練のあり方として、次のようなケースが想定。
 - ・ 職業に不可欠・重要な資格を身につけ、専門的に就業するケース【注:課程類型①が該当】
 - ・ 特に実践的な専門能力を、企業と連携した教育訓練機関で体系的に身につけ、現場で生かすケース【注:課程類型②が該当】
 - ・ 技術革新や社会の変化等に対応した企業の現場で生かせる実践的な技術開発力、企画力、問題解決力等を社会人向け教育訓練で身につけ、業務遂行に生かすケース【注:課程類型③が該当】

(※) 労働政策審議会第76回職業能力開発分科会（平成25年12月27日）配付資料「中長期的キャリア形成支援措置の対象とする教育訓練の考え方（職業能力開発分科会報告書）」より

- その後の専門実践教育訓練給付制度改革（受給要件期間10年→3年等）の趣旨や、労働政策審議会人材開発分科会における審議等を踏まえれば、「中長期的なキャリア形成」の概念及び、これを反映した対象講座指定基準の設定の基本的考え方について、現時点で、以下のような整理が可能ではないか。

Ⅲ 考え方の再整理(案)

- 専門実践教育訓練の基本コンセプトの概念整理
 - ・ **「中長期的な」** → 元々10年程度の期間を念頭に置いているが、産業構造、技術変化等のスピードアップ、今般の教育訓練給付制度改革の趣旨を踏まえるなら、分野等に応じ3～10年程度といった幅を伴った捉え方が考えられる。
 - ・ **「キャリア形成への寄与」** → 教育訓練の成果をもって就職や正社員転換の実現、定着等の可能性が高まるとともに、その後の就業経験、さらなる体系的教育訓練受講等の効果と相まって、キャリアアップ(能力、職位・処遇等の様々な観点から)に結びつくもの。
- 専門実践教育訓練の指定基準は、こうした意味合いでの「中長期的な」「キャリア形成への寄与」を高める可能性の高い教育訓練を、**「習得目標とする能力水準の高さ」**（*受講者の元々の能力水準が特に高い場合を除き、訓練期間も必然的に長期となるもの）、**「能力の確実な習得に繋げるためのプログラムの質」**の2つの観点から選別することを企図したもの。これを踏まえた具体性、客観性を備えたいわば代理指標として、以下の要件を設定しているものと整理可能。

【対象課程の基本的要件】

- i) **「国家資格や、特に高い成長性が期待される民間資格の取得に直結」**【注：現行課程類型①⑤が該当】
or → 学位や資格の公的位置づけ、レベルの高さで評価
- ii) **「教育訓練の質が、技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることを国が保証する厳格な仕組みが具備」**【注：現行課程類型②③④⑥が該当】
→ 講師のレベル、教授の内容・方法の実践性、プログラムの開発体制への企業の関与等から総合的に評価

and

【課程類型共通の要件】

- iii) **（習得能力量の代理指標としての）時間数・期間**
→ 課程類型ごとに制度設計、受講者層の属性等に鑑み、必要かつ合理的と考えられる水準を設定し判断

and

【講座共通の要件】

- iv) **「就職等のパフォーマンス」**
→ 直近実績ベースの資格試験受験・合格率、就職・在職率等が一定水準(課程類型共通)以上かで判断

専門実践教育訓練給付の対象となる教育訓練の課程類型ごとの考え方

専門実践教育訓練給付の対象となる訓練は以下の3つをともに満たすものであることが必要

- 「国家資格、特に高い成長性が期待される民間資格取得（といった、労働市場における価値の高さが客観的に把握可能な物差し）に直結」又は「質（専門性・実践性）を国が保証する仕組みが具備」された教育訓練であること
- こうした課程ごとの教育訓練の目的・受講生の属性に応じた、一定の習得能力量(代理指標の期間・時間数)を備える訓練であること
- 講座ごとに見た場合、(資格取得を目指す課程の場合) 資格試験受験・合格率、就職・在職率が一定の水準に達していること

	価値の高い資格取得直結	教育訓練の質（専門性・実践性）の保証の仕組み	受講者属性	訓練期間・時間の長さ（≒習得能力量）	資格取得、就職のパフォーマンス
業務・名称独占課程の養成課程	就職と結びつきの強い業務独占・名称独占資格を高い確率で取得できる			1年以上2年以内 （資格取得に繋がるものは3年以内）	（資格取得を目指す課程の場合）資格試験受験・合格率が全体平均以上、就職・在職率が80%以上
職業実践専門課程		教育課程の編成、演習・実習、教員研修、学校評価、情報公開等を企業と連携して実施すること等について、文部科学大臣認定		2年	
専門職学位課程		○必要専任教員中の3割が実務家教員 ○事例研究や現地調査を中心に双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とする ○文部科学大臣の設置認可		1年以上2年以内 （資格取得に繋がるものは3年以内）	
職業実践力育成プログラム		○インターンシップや課題発見・解決型学修等、実践的な授業が半分以上を占めること ○教育課程の編成や学校評価を企業と連携して実施等について、文部科学大臣認定		120時間以上／1年以上2年以内	
高度IT資格取得講座	就業者増が見込まれるIT分野で高く評価される高度資格を取得できる			120時間以上	
			ITSSレベル4を目指すITSSレベル3相当の者	30時間以上	
第四次産業革命スキル習得講座		実習・実技・演習又は発表などが含まれる実践的な講座が半分以上を占めること等について経済産業大臣認定（産業界を交えた外部有識者の審査を経る）	ITSSレベル4を目指すITSSレベル3相当の者	30時間以上	

教育訓練給付制度の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付（平成26年10月制度開始） ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付（平成10年12月制度開始） ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% （上限 年間40万円 ）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、 受講費用の 20% （上限 年間16万円 ）を追加支給。	○ 受講費用の 20% （上限 年間10万円 ）を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）
対象講座数	2,133講座（平成30年4月指定分含む） 〔 * 累計新規指定講座数 2,765講座 ※ ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数 〕	10,928講座（平成29年10月時点）
受給者数	9,622人（平成28年度実績）／15,489人（制度開始～平成28年度）	111,790人（平成28年度実績）
対象講座指定要件 （講座の内容に関する主なもの）	次の①～⑥の類型のいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）かつ、 類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 （看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ② 専門学校の職業実践専門課程（商業実務、経理・簿記等） 【2年】 就職・在職率の実績が一定以上 ③ 専門職大学院（MBA等） 【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 ④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等） （*平成28年4月から適用） 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率（正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 （*平成28年10月から適用） 【時間が120時間以上（ITSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ期間が2年以内】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（*平成30年4月から適用） 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上	次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） ※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 指定講座例 ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護職員初任者研修等） ○ 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士、司法書士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等） ○ 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等） ○ 製造関係（技能検定等） ○ その他（大学院修士課程等）
【教育訓練支援給付金】専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。		

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
経理・簿記 等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT 等

「働き方改革」に向けた専門実践教育訓練給付対象講座の拡充について

平成29年1月24日
第100回労働政策審議会職業能力開発分科会資料をもとに作成

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ・利便性の向上等の制度改革に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

【参考】教育訓練給付に係る制度改革

- ・専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ（6割→7割、48万円→56万円）、支給要件緩和（支給要件期間を10年→3年）
- ・教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ（基本手当の5割→8割）、暫定措置の延長（平成33年度末まで）
- ・専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→20年以内まで受給可能に

課題

○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における人材育成ニーズへの対応

- ・第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。

○非正規雇用の若者・子育て女性等の再就職やキャリアアップのための講座の拡充

- ・非正規雇用の若者、子育て中の女性等のキャリアアップに資すると考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- ・育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要なe-ラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供することが必要。

○講座の地域偏在

- ・地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機会の限定

当面の対応策

平成29年4月告示改正（平成29年10月から適用）

①高度IT技術等に関する講座の拡充

- 情報処理安全確保支援士資格（平成29年4月より国家資格試験実施予定）、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- 「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省庁による認定を受けた職業実践性の高い講座」について、産業所管省庁による制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

* ITSSレベル4以上の資格取得を目標とした講座に限り時間数の下限を30時間に緩和

平成29年10月告示改正（平成30年4月から適用）

②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- 出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに資する短期間の講座を拡充。
- 子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発し、その成果を全国に普及。

*「第四次産業革命スキル習得講座」として

平成29年4月人材開発統括官定め改正（平成29年10月から適用）

③e-ラーニング講座等の拡充

- IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学の不要なe-ラーニングの講座も、指定対象とする（一般教育訓練も同様）。
- 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の開講を促進。



○上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当することとなったものとして、キャリアコンサルタント資格（平成28年4月1日より名称独占の国家資格化）の養成課程（職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定）が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。

平成29年4月人材開発統括官定め改正（平成29年10月から適用）

さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。

- 文科省にて創設を予定している「**新たな高等教育機関**」（平成29年通常国会に関連法案を提出・成立）について、制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
- 文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じることを検討。